**平成２４年（フ）第２４号**
釧路市昭和町４丁目13番18号　昭和ハイツ１－２号室
債務者　園田二美子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２４年（フ）第２５号**
釧路市桜ケ岡３丁目８番20号　エーコー桜ケ岡205号
債務者　福田亜沙美
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２４年（フ）第２９号**
釧路市芦野５丁目29番４号
債務者　鬼沢ひろみ
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２４年（フ）第１０号**
川崎市麻生区栗木台２丁目８番14号　ファミール飯塚102
債務者　高橋みなみ
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第１６６号**
岡山県美作市英田青野166番地18
債務者　下山　芳美（旧姓神﨑）
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月23日午後２時30分
岡山地方裁判所津山支部

**平成２３年（フ）第６６号**
島根県浜田市金城町上来原569番地
債務者　金田　　章
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

## 破産手続廃止

**平成２３年（フ）第８２号**
千葉県佐倉市大作２丁目12番１号
破産者　株式会社ＳＡＰ
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第８６５号**
千葉県船橋市上山町３丁目527番地６シャトーフローラルＮ－２－203号
破産者　寺本　　進
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第１２４１号**
千葉県船橋市市場３丁目14番６－902号
破産者　松本　典幸
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第１０５９号**
千葉県八千代市ゆりのき台６丁目８番地１スウィートベジルⅢ101号室
破産者　伊原　浩一
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第１３７４号**
千葉市花見川区幕張本郷７丁目28番15号　メゾンゴールド606号
破産者　石川　哲也
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第５８号**
奈良県橿原市中曽司町156番地の26
破産者　株式会社山本建設
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２３年（フ）第２７７号**
札幌市白石区米里１条２丁目14番15号
破産者　株式会社マスカル
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１２０号**
群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢1353番地
破産者　有限会社軽井沢マウンテン牧場
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第２３８号**
群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢1353番地310、住民票上の住所群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢1353番地2334
破産者　萩原　正顯
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第１３１０号**
千葉県船橋市大穴南５丁目24番８号
破産者　有限会社末廣商店
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第１３１１号**
千葉県船橋市大穴南５丁目24番８号
破産者　沼口　四郎
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第１３１２号**
千葉県船橋市大穴南５丁目24番８号
破産者　沼口　明美
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第１４０６号**
千葉市美浜区幸町２丁目８番24棟505号
破産者　平　　剛史
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係